

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の概要と意義

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement : 以下 TPP) は、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が参加する自由貿易協定であり2006年5月に発効した。
- ・TPPは、例外品目がなく100%自由化を実現する質の高いFTAである。物品の貿易、サービス貿易、政府調達、知的財産権、協力など投資を除く幅広い分野を対象とする包括的なFTAであり、労働と環境も補完協定として協力が規定されている。
- ・TPPが戦略的協定とされているのは、APECのモデル協定として作られAPEC諸国の加盟を企図し、APECのFTA協定への発展性を内包している点にある。
- ・当初加盟国に加え、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8カ国が交渉に参加しており、マレーシアが8月に参加を決定した。コロンビアとカナダも参加の意向を明らかにしており、今後参加国が増加する可能性が高まっている。

環太平洋戦略的経済連携協定

1. 環太平洋戦略的経済連携協定 への経緯と概要

(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: 以下 TPP)は、

ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が参加する自由貿易協定であり、2005年7月18日にブルネイを除く3カ国が調印、ブルネイは2週間後に調印した。発効は2006年5月である。TPPは、2002年のメキシコ、ロス・カボスでのAPEC首脳会議でチリ、ニュージーランド、シンガポール3国間交渉開始が合意され、Pacific Three Closer Economic Partnership (P3CEP)として交渉が開始された。P3の交渉は2003年9月にシンガポールで始まり、2005年4月の最終交渉にブルネイが創設メンバー国として加わった。

TPPは、2001年1月に発効したニ

ュージーランド・シンガポールFTA (ANZSCEP) をベースとしている。ANZSCEPは、「全ての品目の関税を撤廃する(第4条)」自由化レベルの高いFTAである。同時に極めて包括的な協定であり、物品の貿易、サービス貿易、電子商取引、競争、税関手続き、投資、貿易の技術的障害と衛生植物検疫、政府調達、知的財産権などが規定されている。シンガポールとニュージーランド間には、ANZCEPとTPPが并存しており、どちらでも利用できる。

従って、TPPは自由化レベルが高く、極めて包括的である。最初にその概要を見ておこう(表1)¹。

表1 TPPの構成

前文		第12章	サービス貿易
第1章	設立条項	第13章	一時的入国
第2章	定義	第14章	透明性
第3章	物品の貿易	第15章	紛争解決
第4章	原産地規則	第16章	戦略的連携
第5章	税関手続き	第17条	行政および制度条項
第6章	貿易救済措置	第18条	一般条項
第7章	衛生植物検疫措置	第19条	一般例外
第8章	貿易の技術的障害	第20条	最終規定
第9章	競争政策		環境協力協定
第10章	知的財産		労働協力に関する覚書
第11章	政府調達		その他

(出所) TPP

(1) 物品の貿易

物品の貿易は段階的であるが例外なく自由化される。第3条4項では、他に規定がある場合を除いて、発効と同時に他の締約国の原産品に対する全ての関税を撤廃すると規定している。実際の関税撤廃時期は、ブルネイ 2015 年、チリ 2017 年、ニュージーランド 2015 年、シンガポール発効時（2006 年）である。発効と同時にブルネイは 92%、チリは 89.39% の貿易を自由化し、チリからの輸出でみるとニュージーランドは 96.5%

の関税を撤廃する（表 2）²。なお、ブルネイとシンガポール間は AFTA、ニュージーランドとシンガポール間は 2001 年に発効した FTA により自由化されている。

他の締約国の産品に対して GATT 第 3 条に従い内国民待遇を付与する。そのほか、非関税措置を採用・維持しないこと、輸出税を採用・維持しないこと、農業輸出補助金の撤廃、一時輸入、特別農業セーフガード措置などの規定が置かれている。

表 2 TPP の関税撤廃スケジュール

ブルネイ	チリ	ニュージーランド	シンガポール
発効時 92%	発効時 89.39%	発効時 96.5%	発効時 100%
2010 年 1.7%	2009 年 0.94%	2008 年 0.03%	
2012 年 1.1%	2011 年 0.29%	2010 年 1.54%	
2015 年 5.2%	2015 年 0.12%	2015 年 1.92%	
	2017 年 9.26%		

(注) 撤廃は 1 月 1 日付けである。

(出所) New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade(2005) , *The New Zealand-Singapore-Chile-Brunei Darussalam Trans-Pacific Strategic Economic Partnership*

（２）原産地規則

原産地規則は、（i）完全に取得あるいは生産された産品、それ以外の産品については、（ii）関税番号変更基準（HS6桁が多い）あるいは45%付加価値基準（累積）である。累積は認められるが、非締約国の産品に総価額が産品の価格の55%を超えてはならない。付加価値基準の計算式はボックスのとおりである。原産

地証明書（英語）は、自己証明方式が採用されており、輸出業者あるいは製造者が作成する。直送が原則となっているが、第3国経由の物品であつても第3国での滞留期間が6ヶ月以内であり、積み降ろしおよび産品を良好な状態に保存するのに必要な以外の作業を行っていない場合は、関税上の特惠待遇の対象となる。

ボックス1 原産資格割合の算出方法

$$\frac{\text{総価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{総価額}} \times 100\% \geq 45\%$$

注：総価額はFOBベースでの取引価額、非原産材料の価額はCIFベースの取引価額である（第4条3項）。

(3) サービス貿易

サービス貿易は、サービスの越境、サービス消費者の越境、商業拠点、サービス提供者の越境の4つのモードでのサービスの提供を意味している。規定はGATS（サービス貿易一般協定）に準拠しており、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、現地拠点などが主なものである。市場アクセスについては、①サービス提供者数の制限、②サービス取引総額あるいは資産の制限、③サービス事業の総数あるいは総産出量の制限、④サービスセクターに雇用あるいは関係する自然人の総数の制限、⑤サービスを提供する法人あるいはジョイントベンチャーの形態の制限、を行うことが禁じられている。サービス貿易の規定（12章）は、金融サービス、航空輸送サービス、政府調達および政府の提供するサービスには適用されない。

サービス貿易の自由化約束は、サービス貿易はネガティブ・リスト方式を採用している。チリ、ニュージーランド、シンガポールはWTOプラスの自由化を約束している。また、米国とチリのFTA、シンガポールと

米国のFTAの自由化約束がTPPで約束されている。ブルネイにはサービス貿易の自由化章は適用されず、発効後2年経過してから交渉を行うと規定されている。

人の移動については、第13章「一時的入国」で、ビジネスパースンの一時入国の円滑化が規定されている。

(4) 政府調達

政府調達では、締約国企業への内国民待遇と無差別が約束されている。政府調達に関連して、他の締約国の物品、サービスおよびそれらの提供者を自国の物品、サービスおよび提供者よりも不利に取り扱ってはならない。また、他の締約国の自然人と関係を持ち、あるいは所有されている自国の提供者を他の自国の提供者よりも不利に取り扱ってはならない。対象となる政府機関は、中央政府機関および地方政府機関であり、ニュージーランドは35機関、チリは20機関、シンガポールは23機関が対象となっている。なお、ブルネイは2年間の猶予期間が与えられている。基準額は物品とサービスが5万SDR、建設が500万SDRとなっている。

政府調達に関連する見返り措置（オフセット）は禁止されている。入札手続きは詳細に規定されている。

（５）貿易円滑化

税関手続（第５章）では、通関手続きとその円滑化、税関協力、関税評価、事前教示、ペーパーレス貿易の促進、至急貨物通関、リスク管理などが規定されている。物品の税関からの放出は到着から 48 時間以内に行えるよう手続きを行うと規定している。

衛生植物検疫措置（SPS）（第 7 章）では、WTO の SPS 協定の義務と権利は制限されないこと、SPS 委員会の設置と作業計画の策定、実施取極めの策定と実行、所管官庁と照会所、措置の同等、輸入検査、情報交換と技術協力などが規定されている。衛生植物検疫措置が同等であり、病気の無発生地域と承認されれば、輸入国は輸出国がリスクを管理する能力を有することを認める。

貿易の技術的障害（TBT）（第 8 章）では、WTO の TBT 協定の義務と権利は制限されないこと、国際基準の利用、措置の同等、適合性評価手続

き、TBT 委員会の設置、協議などが規定されている。電気機器の安全性と電磁気互換性、牛肉の格付けプログラム、靴のラベリングに最初に取り組むことが合意されている。

（６）その他

① 貿易救済措置

貿易救済措置（第 6 条）に関する規定は、WTO の GATT19 条およびセーフガード協定、GATT6 条および第 6 条の実施に関する協定（アンチダンピング協定）、補助金及び相殺措置に関する協定による権利と義務は TPP により影響されることはないとしている。なお、第 13 条 3 項は、チリは特定品目（乳製品）について関税削減期間中に限り特別農業セーフガード措置を採用できることを規定している。なお、チリは乳製品の関税を 2012 年まで 6% を維持でき、その後毎年 1% ずつ削減し 2017 年に 0% とすることになっている。

② 競争政策

競争政策（第 9 章）では、民間および政府のビジネス活動を含む全ての商業活動に、事業者による差別お

よび原産地および仕向地による差別を行わない方法で競争法を適用することにより、貿易・投資に対する障壁を削減・除去することを約束している。各国は反競争的ビジネス行為を禁止する競争法を採用あるいは維持すること、反競争的な取決め、競争者により申し合わせた慣行、独占的な地位の乱用に注意を払うこと、反競争的なビジネス活動を禁止する措置の施行に責任を持つ競争政策執行当局の創設・維持を行うこと、などが規定されている。競争法の適用除外分野は annex で提示されている。

③ 知的財産権

知的所有権（第 10 章）の範囲は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）で取り上げられている基準、すなわち、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護、である。一般原則として、TRIPs 協定とその他の知的財産権に関する多国間協定による権利と義務を再確認している。地理的表示については、TRIPs 協定第 22 条に

よるチリのワインおよびスピリッツについての地理的表示の保護が規定されている。

④ 協力

協力は、戦略的連携（第 16 章）で規定されている。協力をを行う分野は、研究・科学・技術、教育、文化、一次産業であり、環太平洋戦略的経済連携委員会が定期会議を行い、協力を実施する。

2. TPP の特徴

TPP の特徴は次のように整理できる。

① 締約国が開放的な小国であり貿易投資への依存の高い国により構成されていることである。

② APEC の FTA 協定を意図していることがあげられる。前文で、APEC の域内協力の拡大、APEC の目標と原則へのコミットメントが強調されると共に、第 1 章（設立条項）第 1 条 1 項の目的の 3 に、「締約国は APEC の広範な自由化プロセスを支持する」との規定が置かれている。

- ③他国に門戸を開放していることである。同じく第1章1項の2には、締約国の合意により本協定は他の地域に拡大できると規定されている。他の地域は他の APEC 加盟国をさすと考えられる。TPP が環太平洋戦略的経済連携協定と銘打っているのは、APEC の FTA 協定とその拡大という戦略的な企図を有しているためである³。
- ④包括的で 100%自由化を実現する自由化レベルの高い協定である。対象分野は投資を除くと日本の EPA とほぼ匹敵する広範な分野となっている。
- ⑤原産地規則の 45%付加価値基準は他の東アジアの FTA の 40%付加価値基準より厳しくなっている。
- ⑥投資の自由化規定がない（サービス貿易のモード3は規定がある）。
- ⑦環境と労働が付属協定および覚書として含まれている。東アジア域内の FTA ではこうした例はなく、NAFTA（北米自由貿易協定）と同様の取扱いである。環境と労働に関する補完協定は、APEC のモデル協定として位置づけられている。
- ⑧サービス章のブルネイへの非適用

など運用に柔軟な面もある。

（1）環境と労働

労働と環境については次のような補完協定が締結されている。これらの協定は TPP と不可分であり、労働協力覚書あるいは環境協力協定から離脱する場合は、TPP から脱退することになる。

① 労働

労働については、労働協力についての覚書が締結されている。覚書では、ILO（国際労働機構）加盟国としての義務の確認、「労働における基本的原則と権利に関する ILO 宣言およびそのフォローアップ」についての約束の確認、労働についての国際的な約束に一致した労働法・労働政策・労働慣行の確保、労働法制・政策策定における主権の尊重、保護貿易のために労働法・労働政策・労働慣行を定めることは不適切であること、貿易と投資の奨励のために労働規制を緩和することは不適切であることなどを規定している。さらに、労働に関する協力を行うことと照会所の設置、協議なども規定している。協力には非政府組織の参加が呼びか

けられている。

② 環境

環境については、環境協力協定が締結されている。同協定では、高水準の環境保護を行う意思の確認、環境についての国際約束に一致した環境法制・政策・慣行を保持すること、環境政策における主権の尊重、保護貿易の目的で環境法・政策・慣行を定めることは不適切であること、貿易と投資の奨励のために環境規制を緩和し、施行しないことは不適切であることなどが規定されている。ほかに、環境協力、照会所の設置、協議などが規定されている。環境でも協力には非政府組織の参加が呼びかけられている。

3. TPP と東アジア

TPP は、シンガポールとニュージーランドの FTA がベースとなり、チリが加わった P3 として交渉され、最終交渉直前にブルネイが参加した。発効後は、2008 年 3 月から投資と金融サービス交渉が開始され、米国が投資、金融サービス分野の交渉に参

加を表明した。米国は、同年 9 月にシュワブ USTR 代表が全分野の交渉への参加を表明した。2008 年 11 月の APEC 閣僚会議後に、豪州とペルーが参加を表明し、ベトナムは将来における参加を前提とした準メンバーとして参加を表明している⁴。2009 年 11 月にオバマ大統領が広範な加盟国と高いレベルの地域協定を作るために環太平洋経済連携に関与する (engage) と表明し、TPP は広く関心を集めた。同月にロン・カーク USTR 代表は公式交渉に参加すると述べている。米国は TPP に参加することにより、東アジア大の経済連携からの排除を免れることができ、また 2 国間 FTA では開放できなかった重要な市場へのアクセスが可能になるとともに質の高い FTA が実現できるなどメリットが大きい⁵。大半の米国の産業界は TPP 交渉参加を支持しているが、繊維業界や酪農業界は反対している。また、米国はチリ、シンガポールと FTA を締結しているが、既存の FTA の条項がどの程度残され、変更されるかという問題がある。

2009 年 11 月には在マレーシア米

国大使が、マレーシアは TPP を研究すべきと発言し、マレーシアのムスタパ・モハメッド貿易大臣は、米国との2国間 FTA を追求すべきか TPP に参加すべきか決定をする必要があると発言している。マレーシアと米国の FTA 交渉は 2006 年に始められ、8 回の交渉が行われている。報道によると、マレーシア政府は 2010 年 7 月末に TPP 交渉への参加を決定しており、交渉参加の正式決定は 8 カ国の承認待ちとなっている⁶。

8 カ国による交渉は 2010 年 3 月に 1 回目、6 月に 2 回目が行なわれ、10 月にブルネイで 3 回目の交渉が行なわれる。

今後の動向は交渉次第であるが、参加あるいは関心を表明した国は次のような懸念事項がある。ベトナムは MFN 税率が ASEAN の中でも高く、TPP の 100% 関税撤廃という高い自由化水準を満たせるかである。マレーシアはブミブトラ政策との関連で政府調達の開放およびサービス貿易の自由化が問題となるだろう。一方、交渉への参加を表明している米国の観点では、ベトナムからの繊維の輸入、タイからのトラック輸入が問題

になると思われる。

TPP は自由化水準の高い FTA であるが、段階的な関税の撤廃、投資については今後の交渉としたこと、サービス章のブルネイへの一時的な非適用など柔軟な対応も行っている。経過措置などの柔軟な対応を行えば、ASEAN の他の国の参加の可能性も開けてくると考えられる。

おわりに

TPP は、2009 年 11 月にオバマ大統領が関与を表明したことから関心が高まっている。交渉に参加している国は、米国、豪州、ペルー、ベトナムであり、マレーシアが参加を決定し、コロンビアとカナダが参加の意向を表明している。TPP は 100% 自由化を目指す自由化レベルが高く、包括的な FTA であり、APEC のモデル協定を企図している。米国は ASEAN ではシンガポールと FTA を締結しているが、ASEAN との FTA を 2 国間 FTA ではなく TPP により実現する方向が明確になれば ASEAN 加盟国の TPP 交渉への参加は増える可能性がある。

こうした動向を踏まえ、いくつか提言をまとめてみたい。

まず、検討すべきは TPP に日本としてどう対応すべきかである。TPP の戦略的な特徴は、①APEC・FTA (FTAAP) を実現する現実的な構想である、②中国、インドがメンバーとなっている枠組み (ASEAN プラス 3、ASEAN プラス 6) は、自由化レベルの高い FTA は交渉が難しいが TPP は可能、③米国が排除されない、などがあげられる。米国が ASEAN との 2 国間協定よりも TPP を優先するようになれば、マレーシアをはじめ他の ASEAN 加盟国も TPP の交渉に参加する可能性が大きい。TPP に積極的に取組む方向で検討をすべきであり、幅広い産業界を交えた研究を早急に始めるべきである。

注

1 本稿は紙幅の制約から極めて簡略化した説明となっており、詳細については協定原文を参照されたい。原文はシンガポ

ール国際企業庁ウェブサイトから入手可能である。

<http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/FTA>

- 2 New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade (2005), The New Zealand-Singapore- Chile- Brunei Darussalam Trans- Pacific Strategic Economic Partnership pp.18-25
- 3 同上、p12
- 4 経済産業省通商政策局経済連携課 (2010)「日本の通商政策と今後の経済連携のあり方」
- 5 米国の TPP に対する見方については、佐々木高成 (2009)「オバマ政権の通商政策：ドーハラウンド・FTA 政策の展望」、国際貿易投資研究所『季刊国際貿易と投資』第 76 号、176-179 頁、による。
- 6 7 月 31 日付け Business Times ‘Malaysia seeks TPP members’ nod to join pact’ および 7 月 23 日付け Inside U.S. Trade ‘Malaysia Nearing Final Decision On Whether To Join TPP Negotiation’